

2015～2016 年度クラブ運営方針
「元気なクラブ」

国際ロータリー第 2750 地区 多摩中グループ

東京昭島中央ロータリークラブ

TOKYO AKISHIMA-CHUO ROTARY CLUB



2015 年(平成 27 年)9 月 9 日(水)
第 1246 回例会報告

事務局 〒196-0034 東京都昭島市玉川町 3-10-1 ヒルパークハイツ 1F TEL 042-544-1001 FAX 042-544-1002

●本日の司会 (佐伯 勉副 SAA)



●開会点鐘 (今藤 貴徳会長)

●ロータリーソング「奉仕の理想」斉唱

●本日のお客様

東京国分寺ロータリークラブ
濱仲 幸弘様・関口 英朗様・原田 雅章様

●ご挨拶

東京国分寺 RC 創立 50 周年記念
チャリティーゴルフコンペ実行委員会
委員長 濱仲 幸弘様 副委員長 関口 英朗様
副幹事 原田 雅章様

みなさん、こんばんは。貴重な例会の時間を拝借しまして、私共のクラブの PR をさせていただきます。
東京国分寺 RC は創立 50 周年を迎えまして、式典は来年の 5 月 17 日(火)なのですが、差し迫って、11 月 11 日(水)50 周年記念チャリティーゴルフを開催いたします。今年の会長幹事にはグループ協議会でお知らせしていますが、何とか人を集めて寄付をしたい、という気持ちでやっております。昭島中央さんにはゴルフの好きな方がたくさんいらっしゃるということで、どうかチャリティーゴルフに大勢の方に参加していただきたいと思います。よろしく願いいたします。



●会務報告 (今藤 貴徳会長)



9 月 4 日(金) 第 13 回日韓親善会議に会長、幹事、本田会員で出席をいたしました。こちらは、今年 5 月末に行われる韓国ソウルの世界大会に先立って、交流を深めましょう、ということでした。思った以上に人が沢山来ておりまして、我々の座る席が無くなり、随分の方がテーブルの無い席に座っておりました。その後もパーティーもなかなか入りにくく、おいとまさせていただきました。

本日、世界大会のスケジュールについて本田実行委員長と話をいたしました。出発は 5 月 28 日(土)を予定しております。コスト等、詳細につきましては、また後程、本田委員長からお話があると思います。皆さんと一緒に楽しい時間を過ごしたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

●幹事報告 (渡邊 信義幹事)



地区広報委員会より、「いきいきロータリー写真コンテスト」のご案内が届いております。応募期間
2015 年 7 月 1 日～12 月 30 日
応募について～デジタルカメラやスマートフォンで撮影した画像を、地区ホームページのコンテスト応募フォームより送信してください。

多摩中グループ各クラブより例会変更のお知らせが届いております。メイクアップをなさる方は、予め事務局までお問い合わせください。

●卓話「マイナンバー制度あれこれ」 犀川 美佐緒会員



みなさん、こんばんは。本日、卓話を担当させていただきます。よろしく願いいたします。

※スライド、配布資料を使って、マイナンバー制度について詳しくお話をさせていただきました。

(以下、抜粋)

～マイナンバー（個人番号）とは～

・平成27年10月以降、住民票を有する方に12桁のマイナンバー（個人番号）が通知されます。外国籍でも住民票がある中長期在留者や特別永住者などの外国人も対象です。

・10月の第1月曜日の5日で住民票に記載されている住所にマイナンバー（個人番号）が指定されそれ以降、市区町村から住民票の住所あてに「通知カード」が簡易書留で、世帯分まとめて封筒に入れられ郵送されます。

・法人には13桁の法人番号が指定されます。

・マイナンバーは一生使うものです。マイナンバーが漏えいして、不正に使われるおそれがある場合を除いて、番号は一生変更されません。

～個人番号カード～

・個人番号の通知の際に「個人番号カード」の申請書が同封されますので、申請により、個人番号カードの交付を無料で受けることができます。

・本人確認が可能な「個人番号カード」は、氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーに加え、顔写真が表示されます。

・20歳以上は10年更新、20歳未満は5年更新のカードです。

・個人番号カードは、本人確認のための身分証明書として利用できたり、ICチップに搭載された電子証明書を用いて、e-Taxなどの各種電子申請が行えるほか、図書館利用証や印鑑登録証など、自治体が条例で定めるサービスにも使用できます。

・ICチップには、所得情報や病歴などの個人情報も記録されません。表面は一般の身分証明書として広く利用することを想定されていますが、裏面の個人番号については、法律で認められた事務以外での収集等は禁止されています。例えば、通常、身分証明書の写しとしてコピーを取っていいのは表面であり、法律で認められた場合を除き、裏面をコピーすることなどは法律違反です。

～マイナンバーの利用範囲～

社会 保 障	年金	資格取得・確認、給付
	労働	雇用保険等の資格取得・確認、給付、ハローワーク等の事務等
	福祉・医療・その他	医療保険等の保険料徴収等の手続き、福祉分野の給付、生活保護の実施など、低所得者対策の事務等
税		確定申告書、届出書、調書等に記載、当局の内部事務等
災害対策		被災者生活再建支援金の支給に関する事務等、被災者台帳の作成に関する事務

このほか、社会保障、地方税、災害対策に関する事務やこれらに類する事務で、地方公共団体が条例で定める事務にマイナンバーを利用することができます。

●ニコニコBOX発表 (荒川 義昭親睦委員)



◎東京国分寺ロータリークラブ様
本日は貴重な例会のお時間を拝借し有難うございました。チャリティーゴルフのご協力併せて御礼申し上げます。

◎今藤会長
マイナンバー制度導入もうすぐですね。犀川先生、分かりやすく、教えてください。

◎伊藤会員
ゴルフ部会、取り切り戦で勝たせていただきましたので、ニコニコさせていただきます

◎下田育立会員
先日のゴルフコースデビューはご迷惑をお掛けしました。次回もよろしく願います。

◎渡邊幹事
犀川さんわかりにくいマイナンバーの事を説明ありがとうございました。

・右崎会員
本日からデビューとなりました。ご指導の程よろしく願います

●出席報告 (志賀 義任出席委員)



会員数 47名
出席義務会員 45名
本日の出席 31名
(メイクによる出席者数を除く)

●次週例会予定 (浅見 勇プログラム委員長)



9月16日(水)
「国際投資について」松本 茂様

●閉会点鐘 (今藤 貫徳会長)